

一般庁舎の管理・運營業務への官民競争入札等導入の検討について

平成 20 年 5 月 16 日

1. 基本方針別表（抄）

6. 施設管理・運營業務及び研修関連業務

(11) 庁舎等施設の運営等業務への官民競争入札等の活用に関する検討

- 関係府省は、引き続き、監理委員会と連携しつつ、一般庁舎の管理・運營業務への官民競争入札又は民間競争入札の活用について、災害時等の緊急事態対応、セキュリティの確保等を踏まえながら、庁舎における業務の性格を勘案しつつ、民間事業者の創意工夫の活用により業務の質の維持向上及び経費の削減の一層の推進を図る観点から検討を行い、平成 20 年 5 月末までに結論を得る。

2. 各府省への検討要請

- 基本方針の記載を踏まえ、各府省に対し、一般庁舎の管理・運營業務への官民競争入札等の導入の検討を下記のとおり改めて要請。

<検討対象>

- ・ 特に 23 区内の一般庁舎について、事業規模、地域性等を踏まえた民間事業者の参入可能性等を勘案した検討を要請
- ・ ただし、23 区外の庁舎についても積極的な検討・提案を要請

<踏まえるべき事項>

- ・ 昨年の分科会における議論
- ・ 民間事業者の意見・要望
- ・ 施設の管理・運營業務の先行事例
- ・ 施設の管理・運營業務の実施要項標準例の策定

3. 各府省の回答状況

(1) 官民競争入札等導入の提案のあった府省（一部の施設、検討中を含む）

- 内閣府、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

(2) 官民競争入札等導入の提案のなかった府省

- 総務省、法務省、農林水産省、国土交通省、防衛省

※ 警察庁、金融庁、公正取引委員会、環境省等は 23 区内に所管する一般庁舎無し

<提案しない主な理由>

- ・ 事業規模が小さい
- ・ 特殊機関等が入居している等、民間のビルと比べて秘匿性が高く、包

括的に民間委託の対象とすることは困難

- ・ 維持管理計画の策定、各業務の総合調整は、官自らが行わざるを得ない
- ・ 一般競争入札により個別発注の方がコスト安ではないか
- ・ 市場化テストの対象とするメリットがない 等

4. 各府省の回答を踏まえた対応（案）

(1) 官民競争入札等導入の提案のあった施設（検討中含む）

- 官民競争入札等を導入するとの提案のあった施設については、事務局において事業規模、内容等について精査のうえ、民間事業者の参入可能性等を勘案しつつ、官民競争入札等導入の適否等について検討を進める。
- 導入を検討するとの回答の施設については、検討状況について引き続きフォローアップを行い、必要が生じた際は分科会においてヒアリングを行う等の対応も行う。
- その結果、官民競争入札等の導入が適切と判断される施設については、次回の基本方針改定に反映すべく、その事業内容の具体化を進めるよう要請していく。

(2) 官民競争入札等導入の提案のなかった施設

- 一部の施設については、規模等の観点、組織の改廃、移転など、官民競争入札等を導入しない理由に妥当性が認められる可能性もある。
- しかしながら、今回、一部の府省から同様の特性を持つと考えられる一般庁舎に関する提案があったことから、秘匿性等の従来同様の理由は必ずしも説得的ではないと判断されるため、一般庁舎の管理・運営業務への官民競争入札等の導入について、引き続き各府省へ検討を要請していくことが適切であり、適宜再検討要請・事務的折衝等を行いながら、必要に応じて分科会においてヒアリングを行う等の対応を行う。

※一連の検討においては、必要に応じて、先行して実施される施設管理・運営業務に関する官民競争入札等の結果等も踏まえることとする。

以 上

平成 19 年度 施設・研修等分科会における委員の主なご発言

- 施設の管理・運営業務は、いくつかの府省庁からは前向きな回答が出ているが、府省庁による特殊性は少ないと考えられることから、総じて官民競争入札等の対象とできるのではないか。
- 各府省庁の官民競争入札等の対象とできないとする理由は、総じて説得的ではない。例えば、情報の秘匿性等が指摘されているが、公共サービス改革法に則った民間委託によれば、法により秘密保持義務や「みなし公務員」規定等が課されるため、むしろ情報の秘匿性の面でもメリットがある。
- 業務の包括化、事業期間の長期化により、一般的に、規模の経済などが働き、コストは低減すると考えられる。また、総合評価方式によりサービスの質も担保される。
- 極力包括的に市場化テストの対象とすることにより、現状の官の組織・業務の見直しにつなげていくべきではないか。